

(別表)

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率
配合飼料価格高騰対策事業	一般社団法人大阪府配合飼料価格安定基金協会、JA全農くみあい飼料株式会社、大阪北部農業協同組合、茨木市農業協同組合、大阪泉州農業協同組合、保共養鶏農業協同組合及び大阪畜産農業協同組合	配合飼料価格安定制度に加入している大阪府内に農場等がある畜産農家における令和5年度第1四半期～第4四半期の配合飼料購入費に対し、補助事業者が実施する飼料価格増額にかかる支援に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度第1四半期分：当該四半期平均輸入原料価格と令和3年度基準輸入原料価格（令和2年度第1四半期から令和2年度第4四半期の平均輸入原料価格の平均価格）の差額から配合飼料価格安定制度の補てん金相当額を差し引いた金額の1/2以内</li> <li>・令和5年度第2四半期分：当該四半期平均輸入原料価格と令和3年度基準輸入原料価格（令和2年度第2四半期から令和3年度第1四半期の平均輸入原料価格の平均価格）の差額から配合飼料価格安定制度の補てん金相当額を差し引いた金額の1/2以内</li> <li>・令和5年度第3四半期分：当該四半期平均輸入原料価格と令和3年度基準輸入原料価格（令和2年度第3四半期から令和3年度第2四半期の平均輸入原料価格の平均価格）の差額から配合飼料価格安定制度の補てん金相当額を差し引いた金額の1/2以内</li> <li>・令和5年度第4四半期分：当該四半期平均輸入原料価格と令和3年度基準輸入原料価格（令和2年度第4四半期から令和3年度第3四半期の平均輸入原料価格の平均価格）の差額から配合飼料価格安定制度の補てん金相当額を差し引いた金額の1/2以内</li> </ul> <p>・上記以外に別途、新たに国支援制度が創設された場合は、国支援金相当額を差し引いた金額の1/2以内 ※予算の範囲内</p>
		事務費（加入者に対する振込手数料等）	実費相当額 ※予算の範囲内（全補助事業者に交付される補助金総額の1/1,000以内）

(別表)

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率
輸入乾牧草価格高騰対策事業	一般社団法人大阪府配合飼料価格安定基金協会、大阪畜産農業協同組合及び堺市畜産農業協同組合	配合飼料価格安定制度、肉用牛肥育経営安定交付金制度又は肉用子牛生産者補給金制度に加入する等、経営の安定化に取り組んでいる大阪府内に農場等がある酪農家及び肉用牛農家における令和5年4月～令和6年3月中に納品が確認された輸入乾牧草（外国産のイネ科及びマメ科の牧草を乾燥させた飼料）の購入費に対し、補助事業者が実施する飼料価格増額にかかる支援に要する経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年4月～6月分：財務省貿易統計を基に算出する当該期間の乾牧草輸入価格相当額の平均から令和2年度乾牧草輸入価格の平均を差し引いた金額の1/2以内</li><li>・令和5年7月～9月分：財務省貿易統計を基に算出する当該期間の乾牧草輸入価格相当額の平均から令和2年度乾牧草輸入価格の平均を差し引いた金額の1/2以内</li><li>・令和5年10月～令和6年1月分：財務省貿易統計を基に算出する当該期間の乾牧草輸入価格相当額の平均から令和2年度乾牧草輸入価格の平均を差し引いた金額の1/2以内</li><li>・令和6年2月～3月分：財務省貿易統計を基に算出する当該期間の乾牧草輸入価格相当額の平均から令和2年度乾牧草輸入価格の平均を差し引いた金額の1/2以内</li></ul> <p>・新たに国支援制度が創設された場合は、国支援金相当額を差し引いた金額の1/2以内 ※予算の範囲内</p>
		事務費（加入者に対する振込手数料等）	実費相当額 ※予算の範囲内（全補助事業者に交付される補助金総額の1/100以内）